

**平成24年度から平成26年度の3年間の牟岐町の  
65歳以上の方の介護保険料が以下のように決まりました。**

単位：円

保険料段階	対象者	月額保険料	年額保険料 (月額保険料×12月)
第1段階	生活保護を受給している人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人（基準額×0.5）	2,900	34,800
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人（基準額×0.5）	2,900	34,800
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、第2段階以外の人（基準額×0.75）	4,350	52,200
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人（基準額）	5,800	69,600
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の人（基準額×1.25）	7,250	87,000
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上の人（基準額×1.5）	8,700	104,400

## 【後期高齢者医療制度】保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成24年度及び平成25年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決定しました。

被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

被保険者均等割額

48,900円（被保険者全員が等しく負担）

所得割率

9.51%（被保険者が所得に応じて負担）

- 保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額55万円です。（平成24年4月1日から保険料の上限が年額50万円から55万円に引き上げられました。）

保険料＝被保険者均等割額48,900円+{(総所得金額等-33万円)×所得割率9.51%}

- 保険料の軽減…所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない（年金収入80万円以下）	9割
33万円以下	8.5割
33万円+（24万5千円×世帯主以外の被保険者数）以下	5割
33万円+（35万円×被保険者数）以下	2割

所得割額の軽減

被保険者の基礎控除（33万円）後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

基礎控除（33万円）後の総所得金額等	所得割額の軽減割合
58万円以下	5割

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

【お問合せ先】牟岐町役場 健康生活課 電話 0884-72-3417 フax 0884-72-2716

## とくしま環境賞受賞団体

牟岐町消費者協会